

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第1号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）					
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数		
市長	瀬戸市表彰審査委員会	<省略>	<省略>	市長	瀬戸市表彰審査委員会	<省略>	<省略>		
	瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会	<u>情報公開の総合的推進及び個人情報保護の適正な運営に係る事務についての調査・審議に関する事務</u>	<u>5人以内</u>			<省略>	<省略>	<省略>	
	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>	
	瀬戸市保育事業者選定委員会	<省略>	<省略>			瀬戸市保育事業者選定委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市保育事故検証委員会	<u>保育所において発生した重篤な傷病を負った事故等の原因解明及び再発防止の</u>	<u>6人以内</u>						

		<u>ための調査・審議に関する事務</u>					
教育委員会	<u>瀬戸市教育支援委員会</u>	児童及び生徒の就学相談、特別支援学校及び特別支援学級への就学支援並びに <u>障害児教育の相談及び支援に関する事務</u>	<省略>	教育委員会	<u>瀬戸市就学指導委員会</u>	児童及び生徒の <u>適正な就学並びに特別支援学校及び特別支援学級への就学について指導に関する事務</u>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。